

地域医療支援病院の 新たな責務について

令和 4 年(2022年) 6 月 熊本県健康福祉部医療政策課

地域医療支援病院の主な機能等

【主な機能】

- 紹介患者に対する医療の提供（かかりつけ医等への患者の逆紹介も含む）
- 医療機器の共同利用の実施
- 救急医療の提供
- 地域の医療従事者に対する研修の実施

【承認要件】

- 開設主体：原則として国、都道府県、市町村、社会医療法人、医療法人等
- 紹介患者中心の医療を提供すること
 - ①紹介率80%を上回っていること
 - ②紹介率65%を超え、かつ、逆紹介率が40%を超えること
 - ③紹介率50%を超え、かつ、逆紹介率が70%を超えること
- 救急医療を提供する能力を有すること
- 建物、設備、機器等を地域の医師等が利用できる体制を確保していること
- 地域医療従事者に対する研修を行っていること
- 原則として200床以上の病床、及び地域医療支援病院としてふさわしい施設を有すること 等

医療法施行規則改正の概要

医療法施行規則の一部を改正する省令（R3厚生労働省令第63号）

地域医療支援病院について、以下のとおり地域医療構想調整会議での協議が必要とされた。

- 改正① 承認に当たっては、地域医療支援病院としての承認が地域における機能の分化及び連携に影響を与えることが想定されることから、予め地域医療構想調整会議において協議すること。
- 改正② 管理者の責務として「地域における医療の確保を図るために特に必要であるものとして都道府県知事が定める事項」が規定され、病床機能の分化連携を推進する観点から、どのような責務を追加すべきか地域医療構想調整会議において協議すること。

今後必要となる手続について

（改正②について）

県内全ての地域医療支援病院（R3. 7. 20時点で全16病院）において責務の追加について協議が必要となるため、県地域医療構想調整会議での方針協議を踏まえ、各地域医療構想調整会議での協議を実施。

（想定される責務の例）

- ア）医師の少ない地域を支援すること。
- イ）近接している医療機関と競合している場合は、地域医療構想調整会議における協議に基づき、医療需要に応じ、必要な医療に重点化した医療を提供すること。
- ウ）平常時からの準備も含め、新興感染症等がまん延し、又はそのおそれがある状況において感染症医療の提供を行うこと。
- エ）平常時からの準備も含め、災害時に医療を提供すること。

県内地域医療支援病院一覧（R3. 7. 20時点）

医療機関名		構想区域	医療機関名		構想区域
1	天草地域医療センター	天草	1	熊本地域医療センター	熊本 上益城
2	人吉医療センター	球磨	2	熊本医療センター	
3	熊本労災病院	八代	3	済生会熊本病院	
4	荒尾市民病院	有明	4	熊本赤十字病院	
5	山鹿市民医療センター	鹿本	5	熊本中央病院	
6	国保水俣市立総合医療センター	芦北	6	熊本市民病院	
7	熊本再春医療センター	菊池			
8	熊本総合病院	八代			
9	宇城総合病院	宇城			
10	くまもと県北病院	有明			

本県の対応方針及び協議の進め方

第6回熊本県地域医療構想調整会議
(令和4年6月2日)資料4

- ◆ 本県において「地域における医療の確保を図るために特に必要であるものとして都道府県知事が定める事項」は、厚生労働省の想定を踏まえ、以下のとおりとする。

- ア) 医師の少ない地域を支援すること。
- イ) 近接している医療機関と競合している場合は、地域医療構想調整会議における協議に基づき、医療需要に応じ、必要な医療に重点化した医療を提供すること。
- ウ) 平常時からの準備も含め、新興感染症等がまん延し、又はそのおそれがある状況において感染症医療の提供を行うこと。
- エ) 平常時からの準備も含め、災害時に医療を提供すること。

- ◆ 上記事項の他、更に追加すべき責務の有無について、各地域の調整会議で協議する。
- ◆ 地域医療支援病院においては、上記事項を既に担っていると考えられるため、令和5年度にかけて各医療機関の役割を検討・協議する中で、上記の事項について改めて確認する。